

つがる市

移住者マイホーム応援事業補助金

制度のご案内

(令和3年度版)

つがる市



移住者マイホーム応援事業

～ つがる市はマイホームを取得する移住世帯を応援します ～

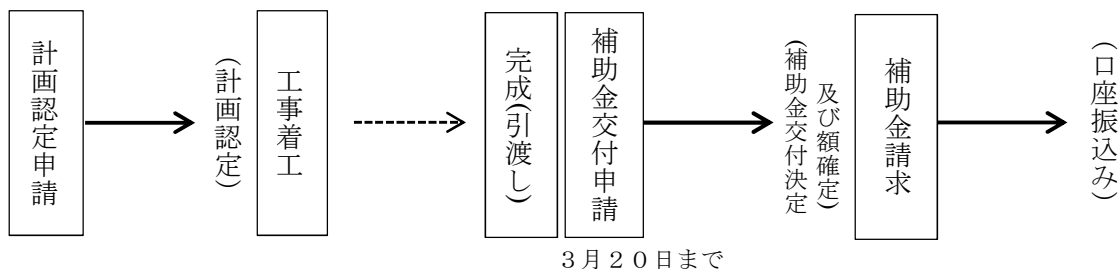
この補助制度は、つがる市への移住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、定住する意思を持って、つがる市に転入し、マイホームを取得する移住世帯に対し、その取得費の一部を補助（最大100万円）するものです。

補助の内容等

区 分	内 容
補助金の基礎額	○住宅取得費用の10%（千円未満の端数を切り捨てた額） 上限額：移住世帯60万円、家賃補助受給世帯40万円 ※住宅取得費用が50万円以上の場合に限ります。 家賃補助受給世帯：次ページの対象世帯を参照してください。
補助金の加算額	○子育て世帯 義務教育終了前の子1人につき10万円を加算 ※上限額は30万円
	○市内の業者等を利用した場合 一律10万円を加算 ※1 市内に本店を有する建設業者等（個人事業者を含む。）に施工を依頼した新築住宅工事、中古住宅のリフォーム工事（中古住宅の購入にあたって30万円以上の工事をした場合に限ります。）をした場合 ※2 市内に本店を有する宅地建物取引業者から住宅を購入した場合
注意点	○計画認定申請は、 <u>工事着工前、または住宅の購入契約前</u> に行ってください。 ○3月20日までに補助金の交付申請をする必要があります。

※予算の範囲内での補助となります。予算額を超える申請となった場合は、受付できないことがあります。

【手続きの流れ】新築工事の例



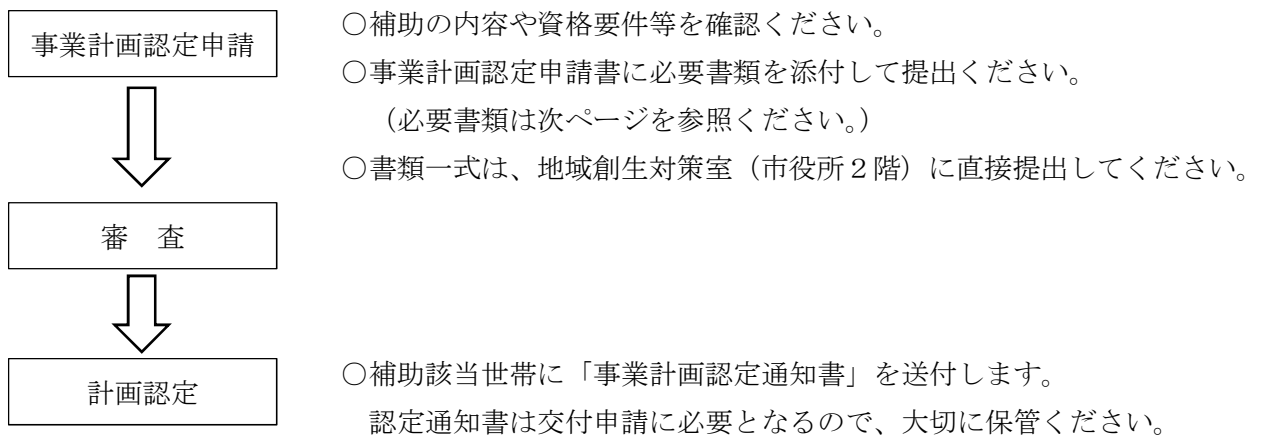
資格要件等

区分	内容	その他
対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○転入予定又は転入後1年以内の世帯で、市内に住宅を取得する世帯 ○家賃補助受給世帯 子育て・若年夫婦世帯移住応援事業で家賃補助金の交付を受けた世帯（補助期間終了後3年以内で、引き続き市内に在住するものに限る。）又は受けている世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯員のいずれかが住宅の所有者となること ○所有者は事業計画認定申請時点で満45歳以下であること。
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○新築住宅：築1年以内で入居履歴のないもの ○中古住宅：新築住宅以外の住宅 ○併用住宅：居住以外の部分の床面積が50平方メートル未満かつ延床面積の50%未満のもの ※<u>いずれも居住部分が対象です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○次の住宅を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・取得費用が50万円未満のもの ・自らが居住しない住宅
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○次の<u>主な要件</u>を全て満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・転入日前2年以内に、本市に居住したことがないこと。 ・5年以上定住する意思を持っていること。 ・税を滞納していないこと。 ・他の公的制度による住宅取得補助等を受けていないこと。 ・自治会に加入していること。 ※他の要件については交付要綱をご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格喪失 <ul style="list-style-type: none"> ・左記の要件を満たさなくなったとき ・虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき

事業計画認定申請

○補助事業の要件等に該当し、補助を受ける場合は、事業計画の認定申請をしてください。

【事業計画認定申請から認定まで】



○事業計画認定申請に必要な書類

必要な書類	内 容
補助金調書	○該当部分に記入又はチェックしてください。
補助金額算出表	○予定される補助金額を算出してください。
見積書の写し	○住宅の工事、購入に係る見積書 ○中古住宅のリフォームに係る加算を受ける場合は、対象工事の見積書
住民票の写し	○世帯全員のもので、続柄が記載されているもの ※転入予定の場合は、予定する世帯全員のもので、続柄が記載されているもの
付近見取図	(明示すべき事項) ・方位、道路及び目標となる地物
配置図	(明示すべき事項) 縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図及び求積表	(明示すべき事項) ・縮尺及び方位 ・間取、各室の用途及び床面積 ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
納税証明書 等	○税の滞納がないことを確認できる書類 ○税を納めている方は全員必要です。 ○現在居住している市町村で交付を受けてください。
定住確約書	○申請をする方が署名、押印してください。
その他	○必要に応じて提出いただく場合があります。

補助対象事業の開始

○事業計画認定通知書により当該事業が認定された場合は、3月以内に住宅の新築工事、購入など補助対象事業を開始してください。



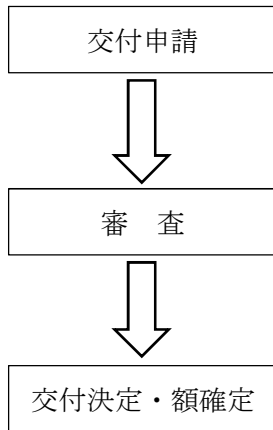
認定計画の変更又は中止

○認定された事業計画に変更があった場合は「事業計画変更承認申請書」を、中止する場合は「事業中止届」を、速やかに提出してください。

補助金の交付申請等

○住宅の新築工事、購入及び中古住宅のリフォーム工事など補助対象事業が完了（入居）した場合は、補助金の交付申請及び事業の実績を報告してください。

【交付申請（実績報告）から決定まで】



○補助金交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添付して提出ください。
※完了後、1ヶ月以内または年度の3月20日のいずれか早い日まで
○書類一式は、地域創生対策室（市役所2階）に直接提出してください。

○書類審査のほか現地調査等を行います。

○補助該当世帯に「交付決定通知書兼額確定通知書」を送付します。
（併せて、「補助金請求書」を送付します。）

○補助金の交付申請に必要な書類

必要な書類	内 容
事業計画認定通知書の写し	
住民票の写し	○入居後の世帯全員のもので、続柄が記載されているもの
補助金調書	※事業計画認定後に <u>変更のあった場合のみ</u> 必要です。
補助金額算出表	○住宅取得費用の基礎となる額は、工事請負契約書又は売買契約書等の額です。
検査済証の写し又は住宅の登記事項証明書	○検査済証：建築基準法に基づくもの ○住宅の登記事項証明書：不動産登記法第119条に規定
工事請負契約書又は売買契約書等（写し）	○契約書の <u>原本</u> を提出してください。 原本は内容を確認し、コピーさせていただきます。 ○契約の締結者は補助事業の申請者です。

工事写真等		<p>○新築又は中古住宅を購入された場合は、家屋全景写真2枚程度を台紙に貼り、所有者氏名、撮影年月日を台紙に記載の上、提出していただきます。</p> <p>○新築住宅の場合は、建築主、撮影年月日、工程名（着工前・施工状況・完成）、撮影部位を小黒板又はA3版大の用紙に表示し撮影してください。工程毎に着工前2枚程度、施工状況（屋内・屋外各2枚程度）、完成（屋内・屋外各2枚程度）写真を提出していただきます。</p> <p>※完成写真（屋外）は建物全体が入るよう撮影してください。</p>
中古住宅のリフォーム工事加算の場合	工事請負契約書（写し）	○中古住宅のリフォーム工事に係る工事請負契約書（原本）です。原本は内容を確認し、コピーさせていただきます。
	工事見積書の写し	○外部、内部（部屋別）で工事額を明記し、工事内容が分かるよう記載されたものがが必要です。
	工事写真	○全ての施工部分（部屋別等）の着工前・工事中・完成の写真を台紙に貼って提出してください。
自治会加入証明書		<p>○自治会長に署名、押印をお願いしてください。</p> <p>※自治会加入については、市役所2階総務課（42-1105）にお問い合わせください。</p>
その他		○必要に応じて提出いただく場合があります。

補助金の請求

- 交付決定通知書兼額確定通知書が届きましたら、同封の「補助金請求書」に補助金の振込先口座を記入し、提出してください
- 請求書の受理後、請求の審査を行い、補助金を指定口座に振込みいたします。振込みに要する期間は、2週間～1ヶ月程度を予定しております。

取消及び返還

- 資格喪失要件に該当した場合は、補助金交付が取り消されます。
- 補助金交付が取り消された場合は、補助金の一部又は全部を返還していただきます。

その他

○この補助金は、所得税法上、課税対象となりますので確定申告が必要となる場合があります。税務署または税務課にご相談ください。

○問い合わせ先

つがる市役所 2階 地域創生対策室 (0173-42-2111 内線 361)

業務時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く。)



つがーるちゃん
(つがる市のPRキャラクター)